

埼玉県感染症対策要綱(抄)

健増第 913 号 平成11年8月11日
感対第 242 号 令和3年6月1日

埼玉県保健医療部感染症対策課

(目的)

第1条 この要綱は、感染症の予防に関し必要かつ具体的な対応を定めるとともに、感染症発生時の対応を定めることにより、感染症の予防及びまん延防止を図り、もって公衆衛生の向上及び県民の健康増進に寄与することを目的とする。なお、結核及び新型インフルエンザ等感染症に関する対応（獣医師等からのり患動物の届出に対する対応を除く。）は別に定める。また、指定感染症については、指定の都度一類感染症から三類感染症に準じた対応を行う。

(生活衛生課及び食品安全課の責務)

第3条 生活衛生課及び食品安全課は、食品、水、飼育動物等が原因となる感染症を未然に防止するため、感染症対策課と連携して食品営業者、給食事業者、水道事業者、動物取扱業者等の指導に努めなければならない。

(保健所の責務)

第5条 保健所は、地域の感染症対策の技術的専門機関として、地域住民及び市町村等関係機関に対し情報の提供を行い、技術的な助言及び指導に当たらなければならない。

2 保健所は、感染症対策の地域拠点機関として、感染症発生時における原因究明、まん延防止並びに健康相談及び指導を行わなければならない。

第2章 平常時対策

(感染症の予防に関する普及啓発)

第10条 保健所長及び感染症対策課長は、感染症の予防に関する普及啓発に努めるものとする。

(食品営業者等に対する指導等)

第14条 保健所長は、別表1に掲げる業務の管理者に対し、飲食物の製造、販売、調製又は取扱いの際に飲食物に直接接触する当該従業員等の健康管理に努めるよう指導し、同表に掲げる検査を勧奨するものとする。

2 保健所長は、前項の規定による業務の管理者に対し、検査機関において自主的に検査を受けるよう指導するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

別表 1 (第 14 条第 1 項関係)

検査対象病原体	細菌性赤痢 ・ サルモネラ (腸チフス・パラチフス) 腸管出血性大腸菌 O157
---------	---

対象業務等	対象業種等	検査回数
食品等営業施設 (下記給食施設を除く)	○食品衛生法第55条の許可業者のうち次のもの ・ 飲食店営業 ・ 食肉販売業 ・ 魚介類販売業 ・ 各種製造業	年 2 回 (実施時期は適宜。)
	○食品衛生法第55条の許可業者のうち上記以外のもの ○食品衛生法第57条の届出営業業者	年 1 回 (実施時期は適宜。)
学校・病院等給食施設	○食品衛生法第55条の許可業者又は食品衛生法第57条の届出営業業者のうち、学校・病院等において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する施設	月 1 回以上 (実施時期は適宜。)
水道施設	○上水道施設 ○簡易水道施設 ○専用水道施設 ○自家用水道 ○上記以外の水道施設	年 2 回 (実施時期は、概ね 6 ヶ月ごと)
<p>上記業種等のうち、飲食物の製造、販売、調製又は取り扱いの際に飲食物に直接接触する従業員等を検査対象者とする。また、水道施設については、水道の取水場、浄水場等において従事している者等を検査対象とする。</p>		

食品衛生法(抄)

【営業の種類】

第 54 条 都道府県は、公衆衛生に与える影響が著しい営業(食鳥処理の事業を除く。)であつて、政令で定めるものの施設につき、厚生労働省令で定める基準を参酌して、条例で、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。

【営業許可】

第 55 条 前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

【営業の届け出】

第 57 条 営業(第 54 条に規定する営業、公衆衛生に与える影響が少ない営業で政令で定めるもの及び食鳥処理の事業を除く。)を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その営業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

食品衛生法施行令(抄)

【営業の指定】

第 35 条 法第 54 条の規定により都道府県が施設についての基準を定めるべき営業は、次のとおりとする。

1 飲食店営業	11 菓子製造業	22 豆腐製造業
2 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	12 アイスクリーム類製造業	23 納豆製造業
3 食肉販売業	13 乳製品製造業	24 麺類製造業
4 魚介類販売業	14 清涼飲料水製造業	25 そうざい製造業
5 魚介類競り売り営業	15 食肉製品製造業	26 複合型そうざい製造業
6 集乳業	16 水産製品製造業	27 冷凍食品製造業
7 乳処理業	17 冰雪製造業	28 複合型冷凍食品製造業
8 特別牛乳搾取処理業	18 液卵製造業	29 漬物製造業
9 食肉処理業	19 食用油脂製造業	30 密封包装食品製造業
10 食品の放射線照射業	20 みそ又はしょうゆ製造業	31 食品の小分け業
	21 酒類製造業	32 添加物製造業

【公衆衛生に与える影響が少ない営業】

第 35 条の 2 法第 57 条第 1 項に規定する公衆衛生に与える影響が少ない営業として政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 1 食品又は添加物の輸入をする営業
- 2 食品又は添加物の貯蔵のみをし、又は運搬のみをする営業
- 3 容器包装に入れられ、又は容器包装で包まれた食品又は添加物のうち、冷凍又は冷蔵によらない方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化により食品衛生上の危害の発生のおそれがないものの販売をする営業
- 4 器具又は容器包装の製造をする営業
- 5 器具又は容器包装の輸入をし、又は販売をする営業